

公安委員会が担当する主な行政事務について

○ **犯罪被害者等給付金の支給裁定等**

犯罪被害者等に対する給付金の支給の裁定や給付額の決定を行っています。また、犯罪被害等に対する支援を行う民間団体の活動を促進するため、犯罪被害者等早期支援団体の指定を行います。

○ **古物業や質屋業の監督**

盗品等の流通防止により窃盗等の犯罪を防止し、被害の回復を図るため、中古品の買い取り、販売等を行う古物業や質屋業について、営業の許可や取消しなどを行っています。

○ **銃砲等の規制**

銃砲の所持、使用等に関する危害を防止するため、銃砲等の所持許可や取消しなどを行うとともに、銃砲等の事故及び盗難を防止するため、毎年一斉検査を行っています。

○ **風俗営業等の規制**

善良の風俗と清浄な風俗環境を保ち、少年の健全育成に障害を及ぼす行為を防止するため、風俗営業の許可やその取消しなどを行っています。

○ **警備業者の認定等**

民間の生活安全サービスとして定着するとともに、テロ対策等にも貢献している警備業について、警備業者の認定や取消し、警備員や警備員になろうとする者の知識及び技能に関する検定などを行っています。

○ **暴力団対策**

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づき、指定暴力団を指定します。また、暴力的要求行為等の被害を回復するための被害者に対する援助などを行っています。

○ **運転免許**

交通安全対策の重要な柱である運転者の能力や資質の維持・向上を図るため、運転免許試験、運転免許証の交付や更新時講習などの講習、運転免許の取消し・停止などの行政処分、自動車教習所の監督を行っています。

○ **交通規制**

交通の安全と円滑を図り、交通公害を防止するため、信号機や道路標識等を設置・管理して、最高速度、駐車禁止等の様々な交通規制を行っています。